

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年 2月21日(月) 9時30分から

開催場所 まんのう町役場 3階 第1会議室

出席委員 18名(委員総数19名)

会 長	1 番	中浦 優					
副会長	2 番	岩倉 節夫					
委 員			4 番	松浦 功	5 番	近藤 茂義	
	6 番	赤股 誠司	7 番	雨霧 弘	8 番	山口 靖永	
	9 番	西岡 登士男	10 番	林 一典	11 番	鈴木 勉	
	12 番	臼杵 慶幸	13 番	白川 清茂	14 番	三原 俊雄	
	15 番	西村 登志子	16 番	黒木 輝美	17 番	鈴木 多計士	
	18 番	藤井 清	19 番	高橋 豊文			

欠席委員 1名

欠席者 3 番 栗田 美博

農業委員会事務局職員

事務局長	鈴木 正俊	
課長補佐	藤原 道広	
職 員	森田 昌光	岡本 尚士

議案等

議案第1号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第2号	農地法第4条許可申請書審議の件
議案第3号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第4号	非農地証明願承認の件
議案第5号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第6号	その他

議事は次のとおり

会 長 それではただ今より、2月の定例会を開会します。本日、出席委員は19名中19名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人につきましては、15番 西村委員さん、16番 黒木委員さん、よろしくお願いします。本日の議題につきましては、議案第1号から議案第5号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が2件あります。御審議よろしくお願いします。

会 長 それでは、議案第1号、農地法第3条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (3条申請 説明)

【番号1】 所有権移転(売買) 3筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 労働力不足 ■譲渡人事由 経営規模の拡大
- 申請地 四條字 [] 田 65 m²他 3筆 地籍合計 785 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 9325 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.01 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)
発行日 令和4年1月17日
- 現地調査実施日 令和4年2月8日
- 営農計画書(様式第3号) 露地野菜を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間 300 日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転(贈与) 15筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 後継者へ一括贈与 ■譲渡人事由 農地の承継
- 申請地 造田字 [] 田 767 m²他 15筆 地籍合計 8958 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 39809 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.01 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)
発行日 令和4年1月25日
- 現地調査実施日 令和4年2月8日
- 営農計画書(様式第3号) 水稻を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間 190 日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転(売買) 1筆

- 譲渡人 [] ■譲受人 []
- 譲渡人事由 労働力不足 ■譲渡人事由 経営規模の拡大
- 申請地 造田字 [] 田 549 m² 1筆 地籍合計 549 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 4516 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)

発行日 令和4年1月25日

- 現地調査実施日 令和4年2月8日
- 営農計画書（様式第3号）水稻、露地野菜を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間100日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転（売買） 9筆

- 譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
- 譲渡人事由 親族への売買 ■譲受人事由 経営規模の拡大
- 申請地 造田字[REDACTED] 田 693 m²他 9筆 地籍合計 5953 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 5953 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.01 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書）

発行日 令和4年1月18日

- 現地調査実施日 令和4年2月8日
- 営農計画書（様式第3号）アスパラガス、露地野菜等を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間300日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号5】 所有権移転（売買） 1筆

- 譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
- 譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模の拡大
- 申請地 七箇字[REDACTED] 田 653 m² 1筆 地籍合計 653 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 23963 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書）

発行日 令和3年12月27日

- 営農計画書（様式第3号）水稻を作付予定
- 現地調査実施日 令和4年2月8日
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間200日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号6】 所有権移転（売買） 1筆

- 譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
- 譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模の拡大
- 申請地 七箇字[REDACTED] 田 851 m² 1筆 地籍合計 851 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 24161 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.1 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書）

発行日 令和3年12月27日

- 現地調査実施日 令和4年2月8日
- 営農計画書（様式第3号）水稻を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間200日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号7】 所有権移転（贈与） 1筆

- 譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
- 譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模の拡大
- 申請地 新目字 [REDACTED] 畑 204 m² 1筆 地籍合計 204 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 6411 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 5 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書）
発行日 令和4年1月11日
- 現地調査実施日 令和4年2月8日
- 営農計画書（様式第3号）露地野菜を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間 200 日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員 栗田委員さん、よろしくお願いします。

栗田委員 （補足説明 3-1）

それでは補足説明いたします。2月14日に、推進委員の近石さんと現地確認を致しました。[REDACTED]さんの話もお聞きました。この度の所有権移転につきましては、事務局説明通りでしたので、ご審議よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号2から4の担当委員 雨霧委員さん、よろしくお願いします。

雨霧委員 （補足説明 3-2～4）

番号2につきまして、2月19日に現地確認を行いました。15筆を父親から息子さんへ一括生前贈与するものですが、現在息子さんが手伝いながら全ての農地でコシヒカリを作付しております。詳細につきましては、事務局の説明通りでございます。よろしくお願い致します。

番号3につきましても2月19日に現地確認を行いました。当該農地は、譲受人の[REDACTED]氏所有の農地で囲まれた立地になっており、コシヒカリを栽培しております。事務局の説明の通り、この売買につきましては適正であると思われます。番号4でございますが、この件につきましても2月19日に現地確認を行いました。譲受人の[REDACTED]さんは丸亀市となっておりますが、事務局の説明の通り現在は、申請地に隣接した住宅に居住しております。申請地においてコシヒカリと温室野菜を栽培されており、農地は適正に管理されております。ご審議よろしくお願い致します。以上です。

会 長 続きまして、番号5と6の担当委員 鈴木勉委員さん、よろしくお願いします。

鈴木勉委員 （補足説明 3-5, 6）

それではご報告致します。2月19日に、[REDACTED]さんにお会い致しまして、二つの件につきましてお話をさせて頂きました。お二人とも兄弟でありまして、兩人ともご相談がありました。30年ほど前に親から引き継いだ田んぼですが、耕作意欲は全くなく、どなたか耕作してくれる方を探していましたところ、たまたま2年前に退職されました[REDACTED]が農業をしているうちは、私が引き継いで農業して頂けるということでした。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号7の担当委員 岩倉副会長さん、よろしくお願いします。

岩倉副会長 (補足説明 3-7)

18日に、最適化推進委員の増田さんと現地を確認致しました。■■■さんは■■■の方に嫁いでおりますが、実家の前でございまして、母親が少し病気がちということで、現在は■■■さんがみているといった状況でございます。問題はないと思います。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第1号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第1号につきまして、原案のとおり、許可することに決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第2号、農地法第4条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (4条 説明)

*申請地：吉野字■■■ 田 525 m²

併せ地 8579.52 m² (雑種地・宅地)

*農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日 (令和4年1月28日)

*農地区分：第2種農地～■■■集会場より北東側約140mに位置し、申請者が営む建設会社の敷地に接する農地

*申請目的：貸駐車場・貸資材置場

～申請人は平成26年9月22日に贈与により申請地を取得しているが、その後、農地法の手続きを行うことなく、自身が営んでいる建設会社の社用地として利用しており、無断転用の状態となっている。平成30年に造成した当時、農地法に不識であったことから工事に及んでおり、この度正式に法令手続きをとり、現況地目に変更するため、本申請に至ったもの。

*登記簿添付：申請地～1筆

(申請地)～令和4年2月2日法務局発行 (3箇月以内)

■■■ ～平成23年6月28日 国土調査による成果

～平成26年9月22日 贈与による所有権移転

(併せ地)～令和4年2月2日法務局発行 (3箇月以内)

■■■ ～平成23年6月28日 国土調査による成果

ほか6筆 ～平成27年11月27日 贈与による所有権移転

*被害防除計画書添付済 (調整を了している)

*申請地：盛土～切土、盛土なし (整地済み)

擁壁～なし

*排水計画：雨水：併せ利用地内溜枡から南側用排水路へ放流

汚水：発生なし

*資金調達計画：無断転用解消事案のみ

*確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付
- *排水承諾書：地元水利組合総代押印添付
- *貸付先法人の登記簿、定款添付
- *車番一覧表添付
- *無断転用に関する始末書添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員 藤井委員さん、よろしくお願いします。

藤井委員 (補足説明 4-1)

先日、[]さんとお会いして現場を確認致しましたが、別に問題はないと思いますのでよろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第2号の件につきまして、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第3号、農地法第5条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 (5条 説明)

番号1 (製粉工場敷地拡張) / 【使用貸借権設定】

*申請地：炭所西字[] 田 300 m² 併せ地 1320.98 m² (宅地等)

*農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日 (令和3年5月14日)

*農地区分：第1種農地～[]公園から土器川を挟んで北東側約500mにあり、団体営土地改良総合整備事業で換地処分された農地 (許可要件：2分の1以内敷地拡張)

*申請目的：敷地拡張 (製粉工場)

～本案件は、令和3年6月に審議し、許可相当として香川県に進達していたが、許可書発行までに申請者が亡くなり、相続の完了後に新たに申請することになっていた。

この度、取下げ申請を同日付で受け付け、新たに申請を受け付けているもので、新たな申請者が営んでいる製粉工場で使用する製品搬入用のパレットや加工で生じる廃棄物を保管するスペースが不足していることから、現有工場用地に隣接し、事業計画に見合う当該申請地を工場用地として敷地を拡張して業務の効率化を図ることを目的にこの度の申請に至ったもの。

*登記簿添付：申請地～1筆

(申請地)～令和4年1月18日法務局発行 (3箇月以内)

- ～平成3年3月20日 土地改良法による換地処分
 - ～令和4年1月4日 相続による所有権移転
- (併せ地) ～令和4年1月18日法務局発行 (3箇月以内)
- ～令和3年2月15日 平成3年不詳地目変更
- ほか2筆 ～令和4年1月4日 相続による所有権移転
- *被害防除計画書添付済 (調整を了している)
- *申請地: 盛土～盛土、切土なしで整地のみ
擁壁～計画なし
- *排水計画: 雨水: 自然浸透
汚水: 発生なし
- *資金調達計画: 整地のみで費用の発生はなし
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書: まんのう町土地改良区、香川用水土地改良区添付
- *排水承諾書: 地元水利組合押印添付
- *農地転用に伴う隣接農地関係者同意書添付
- *施設等保有状況一覧表添付
- *法人登記簿、定款添付

番号2 (貸駐車場・貸資材置場) / 【売買による所有権移転】

- *申請地: 吉野字 田 1638 m²
併せ地 7466.52 m² (宅地、雑種地)
- *農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日 (令和4年1月28日)
- *農地区分: 第2種農地～集会場より北東側約140mに位置し、申請者が営む建設会社の敷地に接する農地。
- *申請目的: 貸駐車場・貸資材置場
～譲受人自身が経営する建設会社に社用地として貸し出す計画で、借り受ける建設会社が必要とする土地として、譲渡人所有農地を売買による所有権移転について相談したところ、譲渡人自身が町外在住者で申請地の管理に苦慮しており売却希望もあったことなど、両者の意向が合致して、この度の申請に至ったもの。
- *登記簿添付: 申請地～1筆
(申請地) ～令和4年1月31日法務局発行 (3箇月以内)
～平成23年4月27日 国土調査による成果
～平成29年5月24日 相続による所有権移転
(併せ地) ～令和4年2月2日法務局発行 (3箇月以内)
～平成23年6月28日 国土調査による成果
ほか6筆 ～平成27年11月27日 贈与による所有権移転
- *被害防除計画書添付済 (調整を了している)
- *申請地: 盛土～良質花崗土盛土 t=0.15m
擁壁～なし
- *排水計画: 雨水: 溜枘を設置後、南側用排水路へ放流
汚水: 発生なし
- *資金調達計画: 土地代 万円、造成費 万円で合計 万円となり預金通帳の写しを添付。
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書: 満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付
- *排水承諾書: 地元水利組合押印添付
- *車番一覧表添付

- *施設等保有状況一覧表添付
- *法人登記簿、定款添付

番号3（分家住宅）／【使用貸借権設定】

- *申請地：吉野下字■■■■田 564 m² 併せ地 47.10 m²
- *農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日（令和4年1月28日）
- *農地区分：第2種農地～■■■■より北北西側約470mに位置し、町道■■■■線沿いにある貸人の宅地に接する農地。
- *申請目的：分家住宅
 - ～借り人は、現在町外の借家で居住しているが、子どもの成長に伴い、手狭となっていることから、農業後継者として実家附近で住宅建築の計画をたてたところ、貸人である父親名義の申請地を宅地として利用することに同意が得られたことから、この度の転用申請に至ったもの。
- *登記簿添付：申請地～1筆
 - （申請地）～令和3年1月11日法務局発行（3箇月以内）
 - ～平成8年4月4日 国土調査による成果
 - ～令和2年6月2日 相続による所有権移転
 - （併せ地）～令和3年9月30日法務局発行（3箇月以内）
 - ～平成8年4月4日 国土調査による成果
 - ～平成30年12月27日 贈与による所有権移転
- *被害防除計画書添付済（調整を了している）
- *申請地：盛土～良質花崗土盛土 t=1.00m
- 擁壁～コンクリート擁壁 H=1.30m
- *排水計画：雨水：敷地内溜枒から地先水路へ放流
- 污水：合併浄化槽から地先水路へ放流
- *資金調達計画：造成費■■■■万円、建築費■■■■万円で合計■■■■万円となり、住宅ローン事前審査結果添付
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号4（進入路、資材置場等）／【使用貸借権設定】無断転用解消事案

- *申請地：吉野下字■■■■田 883 m² 併せ地 721.44 m²
- *農用地区域外農地～農振除外不要
- *農地区分：第2種農地～■■■■より北西側約280mに位置し、町道■■■■線沿いにある農地。
- *申請目的：進入路、試合置場等（造園会社敷地拡張）
 - ～申請人は令和2年6月2日に相続により申請地を取得しているが、自身の父親が法人の代表者であった平成30年頃に造園業を営むための事業用地として申請地を利用しており、無断転用の状態となっている。議案3号の3番で審議した分家住宅の計画を立てた折に、申請地が無断転用状態であることを認識したことから、正式に法令手続きをとり、現況地目に変更するため、本申請に至ったもの。
- *登記簿添付：申請地～1筆
 - （申請地）～令和4年1月11日法務局発行（3箇月以内）
 - ～平成8年4月15日 国土調査による成果
 - ～令和2年6月2日 相続による所有権移転
 - （併せ地）～令和4年1月1日法務局発行（3箇月以内）
 - ～平成8年4月15日 国土調査による成果

～令和2年6月2日 相続による所有権移転

- *被害防除計画書添付済（調整を了している）
- *申請地：盛土～整地済み
擁壁～計画なし
- *排水計画：雨水：自然浸透、自然流下
污水：発生なし
- *資金調達計画：無断転用解消のみのため資金証明なし
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付
- *所有地一覧表、候補地比較検討表添付
- *施設等保有状況一覧表添付
- *法人登記簿、定款添付
- *無断転用に関する始末書添付

番号5（自己住宅、貸資材置場）／【売買による所有権移転】

- *申請地：吉野下字 [] 田 373 m² ほか1筆
併せ地 105.10 m²

*農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日（令和4年1月28日）

- *農地区分：第2種農地～役場 [] より東側約780mに位置し、県道 []
[] 線沿いにある農地。

- *申請目的：自己住宅、貸資材置場

～申請人は実家で母親と同居しているが、家族が増えて手狭となったことから、実家附近で住宅用地を探していたところ、県道沿いで宅地に適している譲渡人所有農地を売買により取得することに同意が得られたことから住宅用地として計画し、また申請者が役員を務める法人の社用地が慢性的に不足している事情から、住宅スペースとして使用する面積以外の残地部分を社用地として貸し付ける計画で本申請に至ったもの。

- *登記簿添付：申請地～2筆

（申請地）～令和4年1月24日法務局発行（3箇月以内）

[] ～平成9年9月30日 国土調査による調査

ほか1筆 ～平成29年1月12日 相続による所有権移転

（併せ地）～平成22年4月1日 地目変更（雑種地）

～平成29年1月12日 相続による所有権移転

- *被害防除計画書添付済（調整を了している）

- *申請地：盛土～花崗土盛土 t=0.40m～0.65m

擁壁～新設コンクリート擁壁 H=0.85m～1.00m

- *排水計画：雨水：敷地内溜枒から東側用水路へ放流

污水：合併浄化槽を設置して、東側用水路へ放流

- *資金調達計画：土地代 [] 万円、造成費 [] 万円、建築費 [] 万円で合計 []
万円となり、住宅ローン事前審査結果添付

- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決

- *土地利用計画図添付

- *土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付

- *排水承諾書：地元水利組合押印添付

- *法人登記簿、定款添付

- *施設等保有状況一覧表添付

- *併せ利用地の通行承諾書添付

- * 法定外公共物の用途廃止申請書写し添付（払下げ予定地）
- * 道路工事承認申請書写し添付（県道）

番号6（貸駐車場）／【所有権移転（売買）】

- * 申請地：吉野下字 田 931 m²
- * 農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日（令和4年1月28日）
- * 農地区分：第2種農地～県道 線沿いで県道を挟んで 中学校の向
いにある農地
- * 申請目的：貸駐車場（建設会社）
～譲受人自身が経営する法人に駐車場用地として貸し出す計画で、借り
受ける法人が必要とする広さを有する土地として、譲渡人所有農地を
売買による所有権移転について相談したところ、譲渡人双方とも県外
在住で、農地の売却を希望していたことから、両者の意向が合致し、
この度の申請に至ったもの。
- * 登記簿添付：申請地～2筆
（申請地）～令和4年1月31日法務局発行（3箇月以内）
～平成9年3月30日 国土調査による成果
ほか1筆 ～平成18年3月28日 相続による所有権移転
- * 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- * 申請地：盛土～建設残土及び花崗土盛土 t=0.95m
擁壁～新設コンクリート擁壁 H=1.30m
- * 排水計画：雨水：溜枡を設置して南側用排水路へ放流
汚水：発生なし
- * 資金調達計画：土地代 万円、造成費 万円で合計 万円となり、預金通
帳写しを添付
- * 確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- * 土地利用計画図添付
- * 土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付
- * 排水承諾書：地元水利組合押印添付
- * 法人登記簿、定款添付
- * 施設等保有状況一覧表添付
- * 車番一覧表添付
- * 土地賃貸借契約書添付（譲請人、法人）
- * 道路工事承認申請書添付（県道）

番号7（非農家の自己住宅）／【売買による所有権移転】

- * 申請地：東高篠字 田 312 m² 併せ地 108.58 m²
- * 農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日（令和4年1月28日）
- * 農地区分：第2種農地～自治会館より東側約270mに位置し、町道 線か
ら西側約30mにある農地。
- * 申請目的：非農家の自己住宅
～譲受人は、現在県外に居住しているが、自身が高齢になり娘夫婦の近
くに生活の拠点を移す計画を立てて、東高篠地区で宅地を探していた
ところ、娘の嫁ぎ先である譲渡人が所有している申請地を宅地として
利用することに同意が得られたことから、この度の転用申請に至った。
- * 登記簿添付：申請地～1筆
（申請地）～令和4年1月19日法務局発行（3箇月以内）
～平成30年12月4日 地目変更
～平成30年12月17日 売買による所有権移転
- * 被害防除計画書添付済（調整を了している）

- * 申請地：盛土～花崗土盛土 $t = 0.78\text{m}$
擁壁～新設コンクリート擁壁 $H = 1.00\text{m}$
- * 排水計画：雨水：敷地内溜枒から西側水路へ放流
汚水：合併浄化槽を設置して西側水路へ放流
- * 資金調達計画：土地代 ■■■ 万円、造成費 ■■■ 万円、建築費 ■■■ 万円で合計 ■■■ 万円となり、預金通帳の写し添付
- * 確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- * 土地利用計画図添付
- * 土地改良区意見書：まんのう町土地改良区、満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付
- * 排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号 8（分家住宅）／【使用貸借権設定】

- * 申請地：宮田字■■■ 田 384m^2
- * 農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日（令和 4 年 1 月 28 日）
- * 農地区分：第 1 種農地～■■■ 公民館より南側約 770m に位置し、農道■■■ 線沿いにあり、団体営土地改良総合整備事業で換地処分された農地。
（許可要件：集落接続）
- * 申請目的：分家住宅
～借人は、現在借家で居住しているが、大変狭く、将来的な展望も見据えた中で、農業後継者として実家の近くで新たな住宅を計画し、貸人である父親に相談したところ、現在の実家に隣接する申請地を宅地として利用することに同意が得られたことから、この度の分家住宅用地への転用申請に至ったもの。
- * 登記簿添付：申請地～1 筆
（申請地）～令和 4 年 1 月 19 日法務局発行（3 箇月以内）
■■■ ～平成 9 年 3 月 19 日 土地改良法による換地処分
～令和 3 年 12 月 13 日 相続による所有権移転
- * 被害防除計画書添付済（調整を了している）
- * 申請地：盛土～良質花崗土盛土 $t = 0.10\text{m}$
擁壁～計画なし
- * 排水計画：雨水：自然流下により南側水路へ放流
汚水：合併浄化槽から南側水路へ放流
- * 資金調達計画：造成費 ■■■ 万円、建築費 ■■■ 万円で合計 ■■■ 万円となり、住宅ローン事前審査結果添付
- * 確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- * 土地利用計画図添付
- * 土地改良区意見書：まんのう町土地改良区添付
- * 農地転用に伴う隣接農地関係者同意書添付
- * 排水承諾書：地元水利組合押印添付

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員 黒木委員さん、よろしくお願いします。

黒木委員 （補足説明 5-1）

先日、2 月 16 日に■■■ さんとお会い致しました。現地確認を行いました。再申請という形になるようです。お父さんが亡くなられて 4 日後ぐらいに取り掛かれないということで、一度取り下げて再申請したということです。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号 2 の担当委員 藤井委員さん、よろしくお願いします。

藤井委員 (補足説明 5-2)
先ほど説明した通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号 3 から 6 の担当委員は私ですので、説明いたします。

会 長 (補足説明 5-3～6)
番号 3、4 ですが、2 月 1 5 日に高鳥推進員、満濃池総代と現地確認を致しました。詳細は事務局の説明通りです。
番号 5 の件であります、■■■■■さんは私どもの法人の組合員でございます。先日お会いして、お話と現地確認を致しました。詳細は事務局の説明通りです。
番号 6 の件でございますが、■■■■■さん他 1 名となっておりますのは、■■■■■さんが 9 3 1 m²の田を持っていて、■■■■■さんが 5 0 0 m²持っております。お二人とも遠方におられますので、お話をしたら売買という運びになりました。この 5 0 0 m²の田は、■■■■■満濃池総代が預かって耕作をしておりました。1 8 日に■■■■■満濃池総代共々現地確認を行いました。詳細は事務局の説明通りでございます。

会 長 続きまして、番号 7 の担当委員 近藤委員さん、よろしくお願いします。

近藤委員 (補足説明 5-7)
それでは説明いたします。先日、1 8 日に白川推進委員さんと一緒に現場を確認致しました。県外でおりますので、ご本人とはお会いできませんでした。譲渡人も町外ということでお会いできませんでした。詳細につきましては事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号 8 の担当委員 臼杵委員さん、よろしくお願いします。

臼杵委員 (補足説明 5-8)
それでは説明致します。1 7 日に先方の■■■■■さんに連絡をしまして 1 9 日に農地利用最適化推進委員の増田稔さんと一緒に現地確認を行いました。詳細は事務局からの報告の通りであります。お伺い致しましたところ娘さんと 3 人で近くに住んで後を継ぐといった話のようです。水利の承諾もありますし、隣接地の方々の承諾も頂いているので、特に問題のない案件だと思いますのでご報告致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 3 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 3 号の件につきまして、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 4 号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (非農地証明 説明)

番号 1~4 (山林) / 第 2 種農地 (自然潰廃、再生利用困難な農地)

* 申請地: 中通字 [] 畑 223 m² ほか 5 筆 合計 2194 m²

* 農地区分: 第 2 種農地: [] 改善センターより南側約 190m にあり、
南側は山林に接し、北側は [] 集落を横断
する農道 [] 線農道沿いにある農地。

* 申請目的: 山林

~当該農地 6 筆は、昭和 40 年頃までは、野菜を収穫していたが、その後、傾斜地で耕作不適當などのやむを得ない事情により、約 53 年の長期間未耕作となり、現況は荒廃地となっている。この度、地目を現況どおりに変更するために非農地証明願が提出されたもの。

* 登記簿添付済~令和 4 年 1 月 5 日法務局発行

~申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準 3)

耕作不適當等のやむを得ない事情により、20 年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

6) 「農地法の運用について」の制定について(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)の第 3 の 1 の(3)のウに規定する「再生利用が困難な農地」と判定された土地

* 証明書: 近隣農家の証明 (令和 4 年 1 月 13 日)

番号 5 (山林) / 第 2 種農地 (自然潰廃、再生利用困難な農地)

* 申請地: 長尾字 [] 田 1279 m²

長尾字 [] 畑 200 m² 合計 1479 m²

* 農地区分: 第 2 種農地: まんのう町と丸亀市の市町境にある [] 池附近にある農地。

* 申請目的: 山林

~当該地では、平成 9 年頃までは耕作できていたが、所有者は県外で管理耕作もままならず、傾斜地や形状不良などの営農条件が悪いことから約 25 年間未耕作となり、現況は荒廃地となっている。この度、地目を現況どおりに変更するために非農地証明願が提出されたもの。

* 登記簿添付済~令和 4 年 1 月 5 日法務局発行

~申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ 3 非農地証明の要件 (2) 非農地の認定基準 3)

耕作不適當等のやむを得ない事情により、20 年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

6) 「農地法の運用について」の制定について(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)の第 3 の 1 の(3)のウに規定する「再生利用が困難な農地」と判定された土地

* 証明書: 近隣農家の証明 (令和 4 年 2 月 3 日)

番号 6 (山林) / 第 2 種農地 (自然潰廃、再生利用困難な農地)

* 申請地: 佐文字 [] 畑 1081 m² 他 1 筆 合計 1142 m²

＊農地区分：第２種農地：■■■■公民館より東側約 330m に位置し、■■■■農道沿いにある農地。

＊申請目的：山林

～当該地では、平成４年頃まではタケノコを収穫できていたが、傾斜地で通作不便などの理由により、約 30 年間未耕作未収穫となり、現況は荒廃竹林となっている。この度、地目を現況どおりに変更するために非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付済～令和４年１月６日法務局発行

～申請者住所及び氏名、登記簿記載住所氏名と一致

適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ ３ 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

耕作不適當等のやむを得ない事情により、20 年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

6) 「農地法の運用について」の制定について(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)の第 3 の 1 の(3)のウに規定する「再生利用が困難な農地」と判定された土地

＊証明書：近隣農家の証明（令和４年１月６日）

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 1 から 4 の担当委員、山口委員さん、よろしくお願いします。

山口委員 (補足説明 非-1～4)

番号 1 ～ 4 の説明ですが、事務局から説明がありました通り、南側が山林で植林して木の陰になって、耕作できない状態になっていて南側は歩く道ぐらいしかないの、長い間耕作してなかったようです。事務局の説明通りで、問題はないと思います。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号 5 の担当委員 鈴木多計士委員さん、よろしくお願いします。

鈴木多計士委員 (補足説明 非-5)

それでは説明致します。申請人とは 2 月 1 7 日に、遠方につき電話でお話致しました。現地ですが下までは行ったのですが、中は竹藪や山林で中に入れる状態ではございませんでした。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 続きまして、番号 6 の担当委員 白川委員さん、よろしくお願いします。

白川委員 (補足説明 非-6)

1 9 日にご本人と会い、現地も確認させて頂きました。詳細につきましては事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 4 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第 4 号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、議案第 5 号、農用地利用集積計画^{しもん}諮問の件を議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局(岡本) (利用権設定 説明)
- 会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 5 号について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、議案第 5 号について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、その他の件に移りたいと思います。
その他の 1 番、合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。
- 事務局(岡本) (合意解約・返還通知 説明)
- 会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質問等なし)
- 会 長 質疑等もないようでございますので、その他の 1 番について、承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、その他の 1 番については、承認されました。ありがとうございました。
- 会 長 続きまして、その他の 2 番、農用地利用計画の変更の件を議題とします。今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第 31 条議事参与の制限」に該当する案件があります。議事の進め方として、赤股委員さんにご退席いただき審議いたします。赤股委員さんご退席をお願いします。
(赤股委員 退席)
- 会 長 それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局(藤原) (農用地利用計画の変更について 説明)

- 会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。
- (質疑等なし)
- 会 長 質疑等もないようでございます。その他の 2 番について、承認することに異議ございませんか。
- 委員全員 異議なし。
- 会 長 異議なしということで、その他の 2 番について、承認されました。ありがとうございました。それでは、赤股委員さんに入室をしていただきます。
(赤股委員 入室)
- 会 長 以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。
- (意見等なし)
- 会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。
- 事務局 (来月日時等説明)
 3 月の予定についてお知らせ致します。
農地法申請 3 月 4 日(金) 締め切り
定例会 3 月 22 日(火) 午前 9 時 30 分から
- 会 長 (閉会あいさつ)
 以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。